

児童手当認定請求のご案内

1 制度概要

○支給対象者

公務員の方を除く、文京区在住で中学校修了前の児童を養育している父母等(主たる生計維持者)

※公務員の方(独立行政法人等を除く)は、所属先への申請・支給となります。

○月額

・3歳未満の児童：15,000円

・3歳以上小学校修了前の児童：第1子・第2子 10,000円 / 第3子以降 15,000円

・中学生：10,000円

・特例給付【所得制限限度額(下表①)以上、所得上限限度額(下表②)未満】：児童の年齢に関わらず、一律5,000円

※所得上限限度額(下表②)以上の所得額の方：手当の支給はありません。(所得更正や翌年度以降の所得減少等により、所得上限限度額(下表②)を下回った場合は、改めて認定請求のお手続きが必要となります。)

○所得判定

主たる生計維持者(父母等のうち所得の高い方)の所得・扶養人数等で判定します。支給開始月が1月～5月の方は前々年、6～12月の方は前年の所得・扶養人数等により判定します。

【所得限度額一覧表】

扶養人数	①所得制限限度額		②所得上限限度額	
	所得額	収入額目安※	所得額	収入額目安※
0人	622万円	833.3万円	858万円	1,071万円
1人	660万円	875.6万円	896万円	1,124万円
2人	698万円	917.8万円	934万円	1,162万円
3人	736万円	960万円	972万円	1,200万円
4人	774万円	1,002万円	1,010万円	1,238万円

【控除額一覧表】


控除の種類	控除額
勤労学生控除	27万円
寡婦控除	27万円
ひとり親控除	35万円
障害者控除	27万円
特別障害者控除	40万円
雑損控除 医療費控除 小規模企業共済等掛金控除	控除相当額

※表内「収入額目安」は、給与収入のみで算出しています。あくまで目安であり、実際には給与所得控除や医療費控除、雑損控除等を控除した後の所得額で所得制限を確認します。

※上記の控除のほか、一律8万円の控除と、給与所得又は年金所得を有する方はさらに10万円を上限にした控除があります(給与所得と年金所得を合わせて10万円未満の場合はその金額を控除)。

2 認定請求の方法

○提出方法 ※認定請求書以外の添付書類等の提出に時間のかかる場合には、認定請求書のみ、先にご提出ください。

①電子申請	右のQRコードより、マイナンバーカードを準備の上、ご申請ください。 【受付日：申請完了日】	
②郵送申請	区ホームページより、認定請求書をダウンロードの上、必要書類とあわせて「文京区役所 子育て支援課 児童給付係」宛てに、ご郵送ください。【受付日：認定請求書が児童給付係へ到着した日】	
③窓口申請	認定請求書以外の必要書類をご用意の上「文京シビックセンター5階南側 子育て支援課」へお越しください。 【受付日：認定請求書を窓口で提出した日】	

【裏面もご覧ください】

○認定請求の種類

※いずれの申請も、異動日(出生・転入日・転出予定日等)の同月内 または 翌日から数えて 15 日以内にお手続きください。
お手続きが遅れると、支給のない月が発生する場合があります。

(1)児童手当・特例給付認定請求

第一子の出生や文京区への転入等により、新たに受給資格が生じた時のお手続きです。

すべての方が必要なもの
請求者名義の振込先口座を確認できる書類のコピー(通帳・キャッシュカード、ネットバンクの口座情報画面等)

該当する方のみが必要なもの	
請求者が私学共済以外の共済組合に加入の場合 ※厚生年金・国民年金・私学共済の方は不要。	請求者の健康保険証表面のコピー
請求者と児童が別居している場合	監護事実の同意書(原本) ※区ホームページよりダウンロード可。
請求者または配偶者が該当年の1月1日時点で海外に居住していた場合	左記該当者の戸籍附票のコピー ※支給開始月が1月～5月の場合は前年の1月1日、支給開始月が6～12月の場合は本年の1月1日時点で左記該当者が海外に居住していたと分かること。 ※外国籍の方:パスポートの顔写真・出入国スタンプ部分のコピーで代用可。
請求時点で配偶者が海外に居住している場合	左記該当者の戸籍附票のコピー または 児童手当請求時点で配偶者が国外に居住していることがわかる書類(在職証明書等)のコピー
公務員退職による申請の場合	辞令のコピー または 児童手当資格消滅通知のコピー
所得が下がったことによる再申請の場合 ※5月中の申請の場合は不要。	住民税決定通知書のコピー ※氏名・通知年月日の記載箇所が見えるもの。
その他	状況に応じて追加書類の提出を求める場合がございます。

(2)児童手当・特例給付額改定認定請求

第二子以降の出生や縁組等により、支給対象児童が増えた時のお手続きです。原則、申請書のみのご提出となります。

※児童と別居している方は、監護事実の同意書(区ホームページよりダウンロード可)原本の提出が必要です。

3 申請後の流れについて

○審査結果のご通知

随時、郵送でお送りします。

○認定となった場合の支給月

10月・2月・6月(前月分までを請求者の銀行口座にお振り込みします。)

○支給開始月

原則、児童手当・特例給付認定請求書を受付けた日の翌月分から支給開始となります。

【お問い合わせ】

文京区 子ども家庭部 子育て支援課 児童給付係 (窓口受付時間:平日 8:30~17:15)
〒112-8555 文京区春日 1-16-21 シビックセンター5階南側
コールセンター電話受付時間:平日 8:30~17:00 / Tel 03-5803-1288